

## ○上越教育大学「辰野千壽教育賞」実施要項

(平成21年3月9日学長裁定)

最終改正 令和5年3月23日

(趣旨)

**第1条** 上越教育大学(以下「本学」という。)は、創立30周年を記念し、初代学長である辰野千壽先生の長年にわたる教育・研究業績の精神を受け継ぎ、我が国の教育に多大な影響を与える優れた教育・研究の振興に貢献するため、辰野千壽教育賞(以下「本教育賞」という。)を創設する。

(目的)

**第2条** 本教育賞は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び保育所等(以下「初等中等教育諸学校等」という。)の教育現場における特色ある実践研究及び先進的取組を讃え、更なる発展に向け積極的に支援することを目的とする。

(対象)

**第3条** 本教育賞の対象は、初等中等教育諸学校等の教育現場において教育に携わる者で、原則、個人とする。ただし、学校をあげての教育実践は対象外とする。

(選考会議)

**第4条** 本教育賞の選考を行うため、上越教育大学に辰野千壽教育賞選考会議(以下「選考会議」という。)を置く。

2 選考会議は、次の各号に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって組織する。

- (1) 学長が指名した理事1人
- (2) 学長が指名した副学長1人
- (3) 専攻長
- (4) 学長が指名した附属学校長1人
- (5) 学校教員養成・研修高度化センター学校教育実践部門長
- (6) 学外の有識者若干人
- (7) その他学長が必要と認める者若干人

3 前項第6号及び第7号の構成員は、学長が委嘱する。

4 第2項第1号、第2号、第4号、第6号及び第7号の構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の規定にかかわらず、第2項第6号及び第7号に掲げる構成員の任期の終期は、構成員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

6 選考会議に、議長を置き、構成員である学外の有識者のうちから学長が指名する。

7 議長は、選考会議を招集し、これを主宰する。

8 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、構成員である理事が、その職務を代行する。

9 選考会議は、構成員の半数以上の出席により成立し、議決を要する事項については、

出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
10 議長は、必要があると認めるときは、関係の職員を選考会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(実行委員会)

**第5条** 本教育賞の実施及び運営を行うため、選考会議に辰野千壽教育賞実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

2 実行委員会は、学外の有識者を除く選考会議の構成員（以下「委員」という。）をもって組織する。

3 実行委員会に、委員長を置き、委員である理事をもって充てる。

4 委員長は、実行委員会を招集し、議長となる。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員である副学長が、その職務を代行する。

6 実行委員会は、委員の半数以上の出席により成立し、議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

7 委員長は、必要があると認めるときは、関係の職員を実行委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(選考)

**第6条** 本教育賞の選考は、実行委員会が別に定める募集要項で公表する応募書類及び応募者本人が執筆し公表された著書、論文、教育実践等に基づき、一次審査及び最終審査の二段階で実施する。

(一次審査)

**第7条** 一次審査は、本教育賞の趣旨・目的及び次の各号に掲げる観点に基づき、実行委員会が実施する。

(1) 先進性・独創性

(2) 実践性

(3) 有効性・応用性

(4) 継続性・発展性

2 実行委員会が必要と認めるときは、前項各号に掲げる観定のほかに、新たな観点を設けることができる。

3 委員は、前2項の観定ごとに、次の各号に掲げる評価点をもって評価する。

(1) 非常に優れている 3点

(2) 優れている 2点

(3) 普通 1点

(4) 認められない 0点

4 実行委員会は、委員の評価点を取りまとめ、その上位5件程度を目途に選考する。ただし、第1項に規定する観定の一つ以上について、極めて優れていると判断する審査案件がある場合には、当該審査案件を選考案件に加えることができる。

(最終審査等)

**第8条** 最終審査は、本教育賞の趣旨・目的及び次の各号に掲げる観定に基づき、選考会議が総合的に審査し、最優秀賞、優秀賞及び奨励賞を選考する。

- (1) 先進性・独創性
  - (2) 実践性
  - (3) 有効性・応用性
  - (4) 継続性・発展性
  - (5) 前条第2項の規定に基づき設けられた観点
- 2 最優秀賞、優秀賞及び奨励賞の授与数は、予算の範囲内において、募集要項で定めるものとする。
- (表彰)

**第9条** 最優秀賞の表彰は、学長が別記様式の表彰状及び記念のレリーフを授与して行うものとする。

2 優秀賞及び奨励賞の表彰は、学長が別記様式の表彰状を授与して行うものとする。

3 前2項の表彰に際しては、副賞として賞金を進呈するものとし、その金額は、予算の範囲内において、募集要項で定めるものとする。

(事務の処理)

**第10条** 本教育賞の実施に係る事務は、総務課が処理する。

(解釈等)

**第11条** この要項及び募集要項の解釈について疑義があるときは、実行委員会が決定する。

(その他)

**第12条** この要項に定めるもののほか、本教育賞の実施に必要な事項は、実行委員会が別に定める。

#### 附 則

1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、上越教育大学創立30周年記念式典(平成20年10月4日挙行)において授与した本教育賞については、この要項に基づいて授与したものとみなす。

#### 附 則(平成21年11月5日)

この要項は、平成21年11月5日から施行する。

#### 附 則(平成25年3月22日)

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成26年3月27日)

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成28年3月28日)

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成30年4月19日)

この要項は、平成30年4月19日から施行する。

#### 附 則(令和5年3月23日)

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）

（最優秀賞用）

最優秀賞	賞状
あなた の教育・研究に関する取組 （研究テーマ） は	氏名殿
第 回 辰野千壽教育賞の選考にお いて頭書のとおり特に優れたもの と認められました	
ここに 今後の更なる発展に期待し これを賞します	年 月 日
国立大学法人上越教育大学長	
印	

備考 規格はA3とする。

（優秀賞用）

優秀賞	賞状
あなた の教育・研究に関する取組 （研究テーマ） は	氏名殿
第 回 辰野千壽教育賞の選考にお いて頭書のとおり優れたものと認 められました	
ここに 今後の更なる発展に期待し これを賞します	年 月 日
国立大学法人上越教育大学長	
印	

備考 規格はA3とする。

(奨励賞用)

奨励賞	賞状
氏名殿	
あなたの教育・研究に関する取組 (研究テーマ) は	
第 回辰野千壽教育賞の選考にお いて頭書のとおり将来性が優れた ものと認められました	
ここに今後の更なる発展に期待し これを賞します	
年 月 日	
国立大学法人上越教育大学長	
印	

備考 規格はA3とする。